

議案第92号

つくば市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に
関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成28年 8 月31日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に
関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第8項に規定する当該届出に係る事項の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査結果書」という。）を公衆の縦覧に供する場合の手続並びに当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置又は当該届出に係る事項の変更に關し利害關係を有する者が生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する場合の手続に關し、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設の種類)

第2条 法第9条の3第2項の規定による同条第1項に規定する調査の結果を記載した書類の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の種類は、法第8条第1項に規定するごみ処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場とする。

(告示)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査結果書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 一般廃棄物処理施設の名称
- (2) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- (3) 一般廃棄物処理施設の種類の種類
- (4) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類の種類
- (5) 一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 縦覧の場所及び期間
- (8) 意見書の提出先及び提出期限

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、つくば市役所のほか、市長が必要と認める場所とする。

2 縦覧の期間は、告示の日から1月とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第5条 意見書の提出先は、つくば市役所のほか、市長が必要と認める場所とする。

2 意見書の提出期限は、前条第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

(環境影響評価との関係)

第6条 法第9条の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び

同条第8項に規定する当該届出に係る事項の変更に係る届出に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は茨城県環境影響評価条例（平成11年茨城県条例第7号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

（他の市町村との協議）

第7条 市長は、法第9条の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第8項に規定する当該届出に係る事項の変更に係る届出をする場合において、当該届出に係る施設の設置又は当該届出に係る事項の変更により生活環境に影響を及ぼす周辺地域に市の区域に属しない区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町村の長に、調査結果書の写しを送付し、当該市町村における縦覧の実施その他必要な事項について協議するものとする。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。